

倒産・解雇などによる離職や雇止めなどによる離職をされた人へ

# 平成22年4月加入分からの 国民健康保険税が軽減されます

## 対象者

対象者は次の条件を満たす人で、雇用保険受給資格者証により確認できます。

- ・ 離職日時点で満65歳未満の人
- ・ 離職年月日が、平成21年3月31日以降の人（平成21年3月31日は該当しません。）
- ・ 雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当する人

### ▼特定受給資格者に該当する人

雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコード番号が次の番号の人〔11、12、21、22、31、32〕

### ▼特定理由離職者に該当する人

雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコード番号が次の番号の人〔23、33、34〕

※雇用保険受給資格者証からの離職理由コードの確認は、平成22年2月22日以降交付分（新様式）では「離職理由」欄で行い、旧様式では「離職年月日 理由」欄から行います。

## 軽減額などについて

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして保険税を算定することになります。

平成22年4月加入分からの国民健康保険税が軽減され、軽減期間は離職の翌日から翌年度末までの期間となります。

国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。



## 手続きについて

軽減を受けるには、国民健康保険税の納税義務者（世帯主）の人の申告が必要になります。

提出書類	特例対象被保険者等に係る申告書 （※役場財務課税務室にあります。）
添付書類	雇用保険受給資格者証の写し （※必ずご持参ください。）
必要なもの	納税義務者（世帯主）の印鑑 （※必ずご持参ください。）
受付場所	吉岡町役場財務課税務室

## この軽減制度の対象とならない受給資格者証についての注意事項

「雇用保険受給資格者証」の他に以下の受給資格者証がありますが、これをお持ちの人は軽減対象に該当しませんのでご注意ください。

### ◆「雇用保険特例受給資格者証」

季節的に雇用されるまたは短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者の人に交付されています。

### ◆「雇用保険高年齢受給資格者証」

65歳到達日以後に離職された人に交付されています。

### ▼問合せ先 役場財務課税務室 ☎54・3111（内線137）

